

ごみの分別区分変更後の収集について

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

環境資源課

1 趣旨

令和 8 年 1 2 月からの久喜市新ごみ処理施設の試運転の開始に合わせ、「資源プラスチック類」の分別区分を「燃やせるごみ」に変更すること等に伴い、次の 2 点について説明を行うもの

- (1) ごみ・資源類の収集回数等
- (2) 住民等への周知方法

2 ごみ・資源類の収集回数等

(1) 収集回数

令和 8 年 1 2 月から、現行の資源プラスチック類の収集日（1 ブロック：木曜日、2 ブロック：月曜日）は収集なし
その他の分別区分の収集日、収集回数は、現行から変更なし

〔令和 8 年 1 2 月からの収集日〕 ※○で囲った数字は、週を表す（例：①…第 1 週）

ブロック	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 ブロック	飲食料用びん・缶・ペットボトル	燃やせるごみ (指定袋)	③ 有害ごみ	資源プラスチック類	燃やせるごみ (指定袋)
	①③ 段ボール、布・衣類		④ 燃やせないごみ (指定袋)		
	②④ 新聞、雑誌・ざつがみ、 飲料用紙パック				
2 ブロック	資源プラスチック類	燃やせるごみ (指定袋)	③ 有害ごみ	飲食料用びん・缶・ペットボトル	燃やせるごみ (指定袋)
			④ 燃やせないごみ (指定袋)	①③ 段ボール、布・衣類	
				②④ 新聞、雑誌・ざつがみ、 飲料用紙パック	

(2) ごみの出し方等が変更になる品目

次の品目については、出し方、分別区分の変更予定あり

品目	現行	
枝木	区分	燃やせるごみ
	出し方 (寸法)	長さ 50 cm、太さ 10 cm 以下に 切り、束ねる
金属部品付きの布・革製品 (例：かばん、ランドセル、ベルト)	区分	燃やせないごみ



令和 8 年 1 2 月から	
区分	燃やせるごみ
出し方 (寸法)	<u>長さ 60 cm</u> 、太さ 10 cm 以下、 <u>直径 30 cm 以内</u> に束ねる
区分	<u>燃やせるごみ</u>

3 住民への周知方法

(1) 家庭ごみ・資源物収集カレンダー

対象	掲載月	内容	発行時期	配布方法
令和 8 年度版	R8. 4～R8. 11 (8 か月分)	現行ベース、分別変更予告	R8. 3	広報みやしろ R8. 3 月号と一緒に 公共施設配架
令和 9 年度版	R8. 12～R10. 3 (1 年 4 か月分)	分別変更、新施設切り替え等に伴う案内	R8. 11	各世帯へポスティング 公共施設配架

(2) その他

令和 8 年度に広報、世帯回覧、ホームページ、町公式 SNS、分別アプリでの周知の他、地区連絡会、廃棄物減量等推進員研修、地区説明会、事業者説明会等の開催により周知